

○西海市企業立地奨励条例

平成20年3月28日西海市条例第8号

改正

平成20年9月30日条例第41号

西海市企業立地奨励条例

(目的)

第1条 この条例は、西海市における企業の立地を促進するために必要な奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって西海市の経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象施設 次に掲げる施設で、規則に定めるものをいう。
 - イ 製造業の用に供する工場等（以下「工場等」という。）
 - ロ その他市長が特に西海市の経済の発展に寄与すると認める事業で、公害発生及び公序良俗に反するおそれのない事業を行う事業所（以下「その他事業所」という。）
- (2) 設置 事業所を建設し、購入し、又は借り上げることをいう。
- (3) 新設 西海市内（以下「市内」という。）に事業所を有しない者が市内に新たに事業所を設置すること、又は市内に事業所を有する者が既存の事業所と異なる業種の事業所を市内に新たに設置することをいう。
- (4) 増設 市内に事業所を有する者が事業規模を拡大する目的で、既存の事業所を拡張（設備投資を含む。）すること、又は既存の事業所のほか同一業種の事業所を市内に新たに設置することをいう。
- (5) 移設 市内に事業所を有する者が事業規模を拡大する目的で、既存の事業所を廃止し、市内の他の場所に新たに事業所を設置することをいう。
- (6) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。
- (7) 農業法人 農地に関する権利の取得の有無を問わず、農事組合法人又

は会社法人によって農業を営む者をいう。

- (8) 陸上養殖業法人 陸上養殖業を行う法人をいう。
- (9) 投下固定資産総額 対象施設の新設、増設又は移設に要する経費のうち、その事業の操業を開始した日（農業又は陸上養殖業にあつては、栽培、飼養、養殖その他の生産行為を開始した日。以下「操業日等」という。）までに土地、家屋及び償却資産の取得に要した経費の総額をいう。
- (10) 固定資産税 西海市税条例（平成17年西海市条例第56号）の規定に基づき、市が事業者に対して課する固定資産税のうち、当該事業者がその事業の用に直接供する土地、家屋及び償却資産に対して課されるものをいう。
- (11) 従業員 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者で週所定労働時間が30時間以上の者をいう。
- (12) 新規雇用従業員 操業日等前90日から操業日等後60日までの間に採用された従業員をいう。ただし、新設の場合は、操業日等前1年から操業日等後60日までに採用された従業員をいう。
- (13) 新規学卒雇用従業員 操業日等の属する年度の4月1日から操業日等後60日までの間に採用され、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（小学校及び幼稚園を除く。）を卒業してから採用までの期間が1年に満たない従業員をいう。
- (14) 短時間労働者 週所定労働時間が、同一の事業所に雇用される従業員に比し短く、かつ、20時間以上30時間未満である者をいう。
- (15) 公害 環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定するものをいう。
- (16) パック料金 旅行業者が交通手段及び宿泊施設等を合わせて代行手配した旅行について支払った料金をいう。

（奨励措置）

第3条 市長は、第7条第2項の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）に対し次の各号に掲げる奨励措置を執ることができる。

- (1) 固定資産税の課税免除
- (2) 奨励金の交付
- (3) 普通財産の貸付料の減額

(固定資産税の課税免除)

第4条 固定資産税の課税免除の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業に係る機械及び装置で租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項又は同法第45条第1項の規定による特別償却の適用を受けるものの。
- (2) その事業に係る建物及び土地（当該土地を敷地とする当該建物の建設の着手があった場合における土地に限る。）

2 前項の固定資産税の課税免除又は不均一課税については、西海市税条例の定めるところによる。

(奨励金の種類)

第5条 第3条第2号に規定する奨励金の種類は、次のとおりとし、その内容、交付の要件及び交付基準は、別表に定めるとおりとする。

- (1) 雇用奨励金
- (2) 用地取得奨励金
- (3) 施設整備奨励金
- (4) 輸送コスト軽減奨励金
- (5) 技術研修支援奨励金
- (6) 技術指導者招聘奨励金
- (7) 住宅整備奨励金

(普通財産の貸付料の減額)

第6条 市の普通財産を賃借する事業者が指定事業者となった場合においては、西海市普通財産の貸付料算定基準（平成17年西海市告示第13号）にかかわらず、次に掲げる期間内において10年を限度として貸付料を減額することができる。

- (1) 第7条第2項に定める指定を受けた日から3年の期間 全額
- (2) 4年目以降の期間 2分の1以内

(指定)

第7条 第3条に定める奨励措置を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる要件を備えるものとして、規則で定めるところにより市長に申請し、その指定を受けなければならない。

- (1) 対象施設が、法令等に定める公害等の発生防止の措置がなされ、周辺環境に十分に配慮されたものであること。
 - (2) 工場等の新設の場合は、対象施設における従業員数が20人以上（中小企業者等にあつては、10人以上）であること。
 - (3) 工場等の増設又は移設の場合は、対象施設における新規雇用従業員数（新規学卒雇用従業員も含む）が10人以上（中小企業者等にあつては、5人以上）であること。
 - (4) その他事業所の新設の場合は、対象施設における従業員数が10人以上（中小企業者等にあつては5人以上とし、農業法人又は陸上養殖業法人にあつては3人以上）であること。
 - (5) その他事業所の増設又は移設の場合は、対象施設における新規雇用従業員数（新規学卒雇用従業員を含む）が5人以上（中小企業者等、農業法人又は陸上養殖業法人にあつては3人以上）であること。
- 2 市長は、前項の申請を受理したときは、これを審査し、適当と認められるものにつき指定する。

(交付申請等)

第8条 指定事業者が第3条に定める奨励措置を受けようとするときは、規則に定めるところにより市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があつたときは、奨励措置の決定の内容について、規則に定めるところにより当該申請者に通知しなければならない。
- 3 市長は、前項の場合において、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(指定の取消し)

第9条 市長は、指定事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があつたとき。
- (2) 第7条第1項に規定する要件を欠くこととなつたとき。
- (3) 操業日等から5年以内に奨励措置の対象となる事業を廃止し、若しくは休止したとき又は事業が廃止若しくは休止の状況にあると認められるとき。

- (4) 奨励措置の決定に際し、これに付した条件に違反したとき。
 - (5) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
 - (6) 市税を滞納したとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
- (奨励金等の返還)

第10条 市長は、前条の規定により指定を取り消した場合において、第3条の各号に規定する奨励措置を既に受けている場合には、次の各号に掲げる事項を命ずることができる。

- (1) 交付した奨励金の全部又は一部を返還すること。
 - (2) 課税免除を受けた固定資産税の全部又は一部を納付すること。
 - (3) 減額した普通財産の貸付料の全部又は一部を納付すること。
- (地位の継承)

第11条 指定事業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合において、市長の承認を受けたときは、当該各号に掲げる者は、指定事業者の地位を継承する。

- (1) 死亡した場合 その相続人
 - (2) 法人が合併（人格のない社団又は財団にあっては、合併に相当する行為をいう。）又は分割（投下固定資産総額に係る土地、家屋及び償却資産の全部又は一部を継承させるものに限る。）した場合 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該土地、家屋及び償却資産の全部又は一部を継承した法人
 - (3) 営業を譲渡した場合 その譲受人
- (報告及び調査)

第12条 市長は、指定事業者又は指定を受けようとする対象事業者に対し、立地、雇用状況、操業等について報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(西海市工場等設置奨励条例の廃止)
- 2 西海市工場等設置奨励条例（平成17年西海市条例第188号）は、廃止する。
(西海市税条例の一部改正)
- 3 西海市税条例第54条の2を次のように改める。
(固定資産税の免除)

第54条の2 西海市企業立地奨励条例（平成20年西海市条例第8号）第7条の規定による指定を受けて、同条例に規定する対象施設を新設し、増設又は移設した者が設備した固定資産で、同条例第4条及び第7条に規定する要件に適合するものについては、固定資産税を課さない。

- 2 前項の規定の適用期間は、同条例第7条第2項の指定を受けた日以降、最初に固定資産税を課税されることとなる年度以降3箇年とする。
- 3 第1項の規定の適用を受けようとする者は、西海市企業立地奨励条例第7条第2項の規定による指定を受けた日から30日以内に次の内容を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の内容
- (2) 当該設備の名称及び当該設備を事業の用に供した年月日
- (3) 当該設備の取得価格
- (4) 当該設備を事業の用に供した日現在における当該設備に係る従業者の数
- (5) その他市長が必要と認める事項

附 則（平成20年9月30日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月29日西海市条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

種類	内容	交付の要件	交付基準
雇用奨励	新規常用雇用者数	事業所の新設、増設、	1 奨励金額

金	について奨励するもの	移設又は改修に伴う新規雇用従業員又は新規学卒雇用従業員が、西海市に1年以上住所を有し、かつ、引き続き雇用されていること。	(1)新規雇用従業員の 場合 1人当たり30万円 (当該従業員が短時間労働者であるときは 1人当たり15万円) (2)新規学卒雇用従業員の場合 1人当たり 50万円 (当該従業員が 短時間労働者であるときは 1人当たり25万円) 2 限度額 2,000万円
用地取得 奨励金	用地の取得に係る費用について奨励するもの	市内に事業所を新設する事業者で、家屋及び償却資産の取得にかかる費用が1億円以上であり、かつ、1ha以上	1 奨励金額 用地取得費用の2分の 1以内 2 限度額 5,000万円
施設整備 奨励金	家屋及び償却資産の取得に係る費用について奨励するもの	上の用地取得であること。	1 奨励金額 申請時における家屋及び償却資産の取得に要した費用に次の各号に掲げる申請時の従業員の総数に応じた補助率を乗じた額以内 (1)5 (中小企業者等、農業法人又は陸上養殖業法人にあっては 3) ~10人 5%

			<p>(2)11～20人 6%</p> <p>(3)21～30人 7%</p> <p>(4)31～40人 8%</p> <p>(5)41～50人 9%</p> <p>(6)51人～ 10%</p> <p>2 限度額 5,000万円</p>
<p>輸送コスト軽減奨励金</p>	<p>対象施設にて製造した製品輸送費について奨励するもの</p>	<p>市内に事業所を新設する事業者で、次のいずれにも該当するもの</p> <p>1 家屋及び償却資産の取得にかかる費用が1億円以上であり、かつ、1ha以上の用地取得であること。</p> <p>2 輸送にかかる経費が次のいずれかの要件を満たすもの</p> <p>(1)社内輸送の場合 有料通行料が年間50万円以上であること。</p> <p>(2)社外輸送の場合 市内に本店又は営業所がある運送業者に支払った輸送費が年間500万円以上であること。</p> <p>(3)社内・社外併用輸送の場合 社内輸送の有料通行料及び社外輸</p>	<p>1 奨励金額</p> <p>(1)社内輸送の場合 市が保有する工業用地から武雄南ICまでの有料通行料の2分の1以内</p> <p>(2)社外輸送の場合 市内に本店又は営業所がある運送業者に支払った、市が保有する工業用地からの輸送にかかる費用の3分の1以内</p> <p>(3)社内・社外併用輸送の場合 (1)及び(2)により算出した額の合計額</p> <p>2 支給対象 操業日等から3年間</p> <p>3 限度額 各年1,000万円</p>

		送の輸送費の合計が年間500万円以上であること。	
技術研修 支援奨励 金	新規雇用従業員及び新規学卒雇用従業員の技術研修について奨励するもの	市内に事業所を新設する事業者で、次のいずれにも該当するもの 1 家屋及び償却資産の取得にかかる費用が1億円以上であり、かつ、1ha以上の用地取得であること。 2 新規雇用従業員又は新規学卒雇用従業員であり、市外における研修後、市内事業所に勤務すること。	1 奨励金額 (1)交通費 実費の2分の1以内（公共交通機関に限る。） (2)宿泊費 1日当たり5,000円 (3)パック料金 実費の2分の1以内 2 支給対象 用地売買契約日から2年間 3 研修日数 1人当たり20日間まで 4 限度額 200万円
技術指導 者招聘奨 励金	新規雇用従業員及び、新規学卒従業員を対象とした技術指導に係る指導者の招聘について奨励するもの	市内に事業所を新設する事業者で、次のいずれにも該当するもの 1 家屋及び償却資産の取得にかかる費用が1億円以上であり、かつ、1ha以上の用地取得であること。 2 事業所の新設に伴う技術指導であること。 3 宿泊費の支給につ	1 奨励金額 (1)交通費 実費の2分の1以内（公共交通機関に限る。） (2)宿泊費 1日当たり2,500円 2 支給対象 操業日等から2年間 3 限度額 50万円

		いては、市内宿泊施設への宿泊であること。	
住宅整備 奨励金	従業員住宅の整備 について奨励する もの	<p>市内に事業所を新設する事業所で、次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1)家屋及び償却資産の取得にかかる費用が1億円以上であり、かつ、1ha以上の用地取得であること。</p> <p>(2)入居する従業員は市外従業員であり、入居後、西海市に住所を有すること。</p> <p>(3)長崎県産の木材を使用した住宅であること。</p> <p>(4)市内建設業者又は市内に営業所がある建設業者による施工であること。</p> <p>(5)目的外使用及び第三者への売却・転貸等を行わないこと。</p>	<p>1 奨励金額 建設費用の2分の1以内</p> <p>2 限度額 2,000万円</p>